

ID: 310

担当部署: 農業委員会事務局

<b>処分の概要</b>	農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地改良法 第3条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和24年法律第195号		
<b>【基準】</b>	<p>法第3条第4項の規定による。  (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条</p> <p>4 第1項又は第2項の規定の適用については、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業(同条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p>		
<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日